

# 福岡都市計画区域区分等の変更について

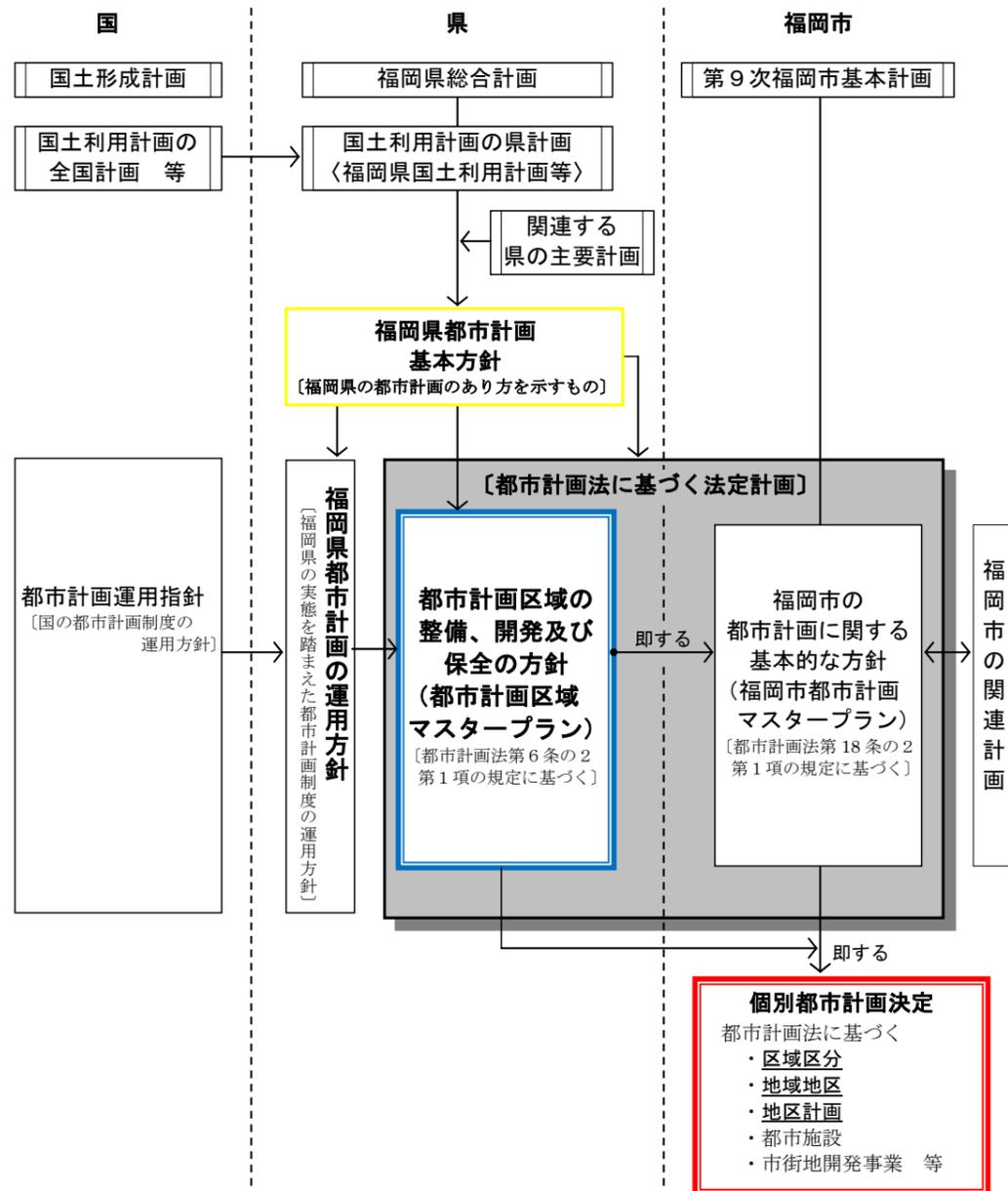
## (1) 区域区分等の変更について

区域区分（いわゆる「線引き」）とは、都市の無秩序な拡大を防止し、農地などの農林漁業に必要な土地の確保や自然環境の保全等を図るとともに、計画的な市街地の整備を図るため、市街化を促進する「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分するものです。

区域区分の変更については、平成 24 年 4 月に決定権限が県から政令市に移譲されたことから、県が現在改定を行っている都市計画区域マスタープランに即して、今後、本市において検討を行います。

また、区域区分の変更にかかる部分については、良好な市街地環境の誘導を図るため、用途地域や地区計画等の指定をあわせて行います。

### ■都市計画区域マスタープランと区域区分等の関係



## 【参考】都市計画区域マスタープランの改定について

都市計画区域マスタープランとは、都市計画区域において、都道府県が一市町村を越える広域の見地から、都市計画の基本的な方向性を示す法定計画です。（都市計画法 第6条の2第1項）

- 「都市計画区域マスタープランに示される主な事項」
- (1) 都市計画の目標
  - (2) 区域区分の決定の有無及び区域区分を決める際の方針
  - (3) 主要な都市計画の決定等の方針（立地ビジョン等） など

福岡県では、人口減少・少子高齢化などの社会変化や都市計画に対する社会的要請の変化を踏まえ、喫緊の課題となった集約型の都市づくりを効果的に進めるため、平成 27 年 10 月に福岡県都市計画基本方針が改定され、現在、本方針に基づき、都市計画区域マスタープランの見直しが行われています。

## (2) 今後のスケジュールについて（予定）

区域区分等の変更については、地域のまちづくりの取り組み状況や、都市計画区域マスタープランの改定状況などを踏まえながら、関係機関協議を経て原案をとりまとめ、法定縦覧等の都市計画手続きを行い、平成 29 年度の決定告示を目標に進めていきます。

	福岡都市計画 区域区分等の変更	【参考】 都市計画区域マスタープランの改定（県決定）
平成 27 年度	対象地区の検討	・原案の閲覧，公聴会
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市都市計画審議会（報告） ※今回</li> <li>・国協議等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定縦覧</li> <li>・市都市計画審議会（付議）</li> <li>・県都市計画審議会（付議）</li> <li>・国土交通大臣の同意</li> </ul>
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関協議</li> <li>原案の確定</li> <li>都市計画手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案のとりまとめ</li> <li>・市都市計画審議会（報告）</li> <li>・原案の閲覧・公聴会</li> <li>・法定縦覧</li> <li>・市都市計画審議会（付議）</li> <li>・国土交通大臣の同意</li> </ul>
	決定告示	決定告示

# 福岡県都市計画基本方針の概要について

## はじめに

### (1) 策定の背景

- ・ 現行の基本方針は、平成15年におおむね20年後の都市の姿を展望した上で策定
- ・ 近年の都市を取り巻く環境の変化に対応するため、新たに策定するもの

#### 都市を取り巻く環境の変化

- 少子高齢化の更なる進展と人口減少社会への対応
- 環境負荷の小さな都市づくりへの対応
- 地震や豪雨など自然災害に強い防災都市づくりへの要請
- 世界遺産を目指した取組などの個性ある景観づくりへの要請 など

### (2) 基本方針の位置づけと役割

- ・ 今後の都市づくりにおける県や市町村の施策の方向性を示すもの

### (3) 目標年次

- ・ 平成27年度からおおむね20年後の都市の姿を展望した上で定める。

## 福岡県総合計画と主要関連計画

福岡県総合計画	(平成24年 3月策定)
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「県民幸福度日本一」を目指す</li> <li>■ 県民生活の「安定」「安全」「安心」を目指す</li> <li>■ 10の事項の実現に取り組む</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡県国土利用計画〔第四次〕</li> <li>・ 福岡県農業・農村振興基本計画</li> <li>・ 福岡県森林・林業基本計画</li> <li>・ 福岡県水産振興基本計画</li> <li>・ 福岡県過疎地域自立促進方針・福岡県過疎地域自立促進計画</li> <li>・ 福岡県住生活基本計画</li> <li>・ 福岡県交通ビジョン</li> <li>・ 福岡県交通安全計画〔第9次〕</li> <li>・ 福岡県交通安全実施計画</li> <li>・ 福岡県地域防災計画〔基本編・風水害対策編, 地震・津波対策編, 事故対策編, 災害危険箇所編, 原子力災害対策編〕</li> <li>・ 福岡県耐震改修促進計画</li> <li>・ 福岡県環境総合基本計画</li> <li>・ 福岡県地球温暖化対策推進計画</li> <li>・ 福岡県生物多様性戦略</li> <li>・ 福岡県保健医療計画</li> <li>・ 福岡県高齢者保健福祉計画〔第7次計画〕</li> <li>・ 福岡県健康増進計画</li> <li>・ 福岡県地域福祉支援計画</li> <li>・ 福岡県高齢者居住安定確保計画</li> <li>・ 福岡県次世代育成支援行動計画〔後期計画〕</li> <li>・ 福岡県教育施策実施計画</li> <li>・ 筑後ネットワーク田園都市圏構想</li> <li>・ 京築連帯アメニティ都市圏構想</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(平成21年 3月策定)</li> <li>(平成24年 3月策定)</li> <li>(平成25年 3月策定)</li> <li>(平成25年 3月策定)</li> <li>(平成22年 9月策定)</li> <li>(平成24年 3月策定)</li> <li>(平成24年 3月策定)</li> <li>(平成23年12月策定)</li> <li>(平成25年 7月策定)</li> <li>(平成17年3月～平成24年9月策定)</li> <li>(平成19年 3月策定)</li> <li>(平成25年 3月策定)</li> <li>(平成18年 3月策定)</li> <li>(平成25年 3月策定)</li> <li>(平成25年 3月策定)</li> <li>(平成27年 3月策定)</li> <li>(平成25年 3月策定)</li> <li>(平成17年 2月策定)</li> <li>(平成24年 3月策定)</li> <li>(平成22年 3月策定)</li> <li>(平成26年 3月策定)</li> <li>(平成15年 3月策定)</li> <li>(平成19年 2月策定)</li> </ul>

## 1 都市計画の現状・課題と目指すべき方向性

### 都市計画の現状・課題

- **広域化する生活圏への対応**
  - ・ 市町村の区域を越えて生活圏が広域化している。
- **人口減少への対応**
  - ・ 人口減少の進行により、市町村によっては日常生活に関わる様々な問題の発生が懸念される。
- **都市化圧力への対応**
  - ・ 市街地縁辺部においては依然として都市化圧力が高い地域がある。
- **交流・連携を支える都市基盤整備への対応**
  - ・ アジアの玄関口や九州・山口ブロックの中心にふさわしい都市基盤の更なる充実が求められている。
- **個性を生かした都市づくりへの対応**
  - ・ 景観・世界遺産など個性を生かした都市づくりが求められている。
- **少子・高齢社会への対応**
  - ・ 自動車から他の移動手段への移行が必要となる高齢者が増加している。
  - ・ 高齢者や子育て世帯が暮らしやすいまちづくりが求められている。
- **公共交通施策への対応**
  - ・ 沿線人口の減少と公共交通を利用できない場所への都市機能の分散による公共交通の衰退が懸念される。
- **水資源確保・自然環境保全、エネルギー問題への対応**
  - ・ 安定した水資源の確保への取り組みが引き続き求められている。
  - ・ 人と自然が共生できる都市づくりが求められている。
  - ・ 多様なエネルギーをこれまで以上に効率的に利用する取り組みが求められている。
- **防災性の向上への対応**
  - ・ 地震や豪雨など自然災害に強い防災都市づくりが求められている。

### 目指すべき方向性

- **広域的な都市の連携**
  - ・ 基幹的な交通網及び情報網の整備
  - ・ 広域的で多様な交流・連携による活力の増進
- **土地利用の適正な誘導**
  - ・ 個々の都市特性に応じた集約型の都市づくり
  - ・ 拠点や公共交通が便利な場所への都市機能の集約
- **広域的な交通流動に対応した都市計画の適用**
  - ・ 交通施設整備に伴う広域的な交通流動の変化に対応した土地利用の誘導
- **個性を生かした都市づくり**
  - ・ 自然や歴史・文化、景観、世界遺産などの個性を生かした都市づくり
- **地域住民の意見を都市づくりに反映**
  - ・ 住民がまちづくりに参画できる都市づくり
- **多世代が暮らしやすい都市づくり**
  - ・ ユニバーサルデザインのまちづくり
  - ・ 高齢者が自立的に活動でき、子育て世帯が安心して暮らせる居住環境づくり
- **公共交通軸を生かした都市づくり**
  - ・ 公共交通を含め多様な交通手段が確保された豊かで暮らしやすい都市づくり
- **都市・田園・自然の調和**
  - ・ 緑地空間の整備、緑の保全など総合的な都市緑化、多様なエネルギーを効率的に利用する低炭素都市づくり
- **安全・安心な都市づくりへの取り組み**
  - ・ 防災・減災に対応した土地利用誘導や市街地整備など防災都市づくりの推進

2・3 これからの都市計画の基本的な考え方と都市づくりの方針

都市計画の基本的考え方

○都市づくりの目標

拠点と公共交通軸が紡ぎだす豊かで暮らしやすい都市を目指して

○基本理念

「広域・連携」「個性・再生」「安全・安心」「パートナーシップ」

都市づくりの方針

■集約型の都市づくりの方針

○便利で魅力ある拠点の形成

・市街地整備や民間活力の活用により、都市機能や居住機能の集約を図り便利で魅力ある拠点を形成

○生活の質を高める公共交通軸の設定

・多様な交通手段が確保された、豊かで暮らしやすい都市の持続可能性を高めるための公共交通軸の設定

○拠点・公共交通軸沿線以外での低密度化への対応

・拠点・公共交通軸沿線以外で低密度化する市街地においては、自然的環境への回帰や居住環境の再構築など多面的な活用を推進

○広域的な枠組みによる都市づくり

・都市圏ごとの都市計画区域マスタープランの決定等、広域的な枠組みによる都市づくりを推進

○都市情報一元化による戦略的な施策展開

・各地域で分野横断的な施策を展開できるよう、人口、医療、福祉、商業、交通等に関する地理空間情報等を活用し、都市構造の可視化を推進

■土地利用に関する方針

○良質な都市空間の形成に向けた地区計画等の活用

○計画的な産業用地の配置 等

■都市施設・市街地整備に関する方針

○魅力ある拠点や中心市街地等の整備

○広域的な緑の整備・保全・活用 等

■安全で個性ある都市づくりに関する方針

○地域の自然や歴史・文化、世界遺産などの個性を生かした景観整備

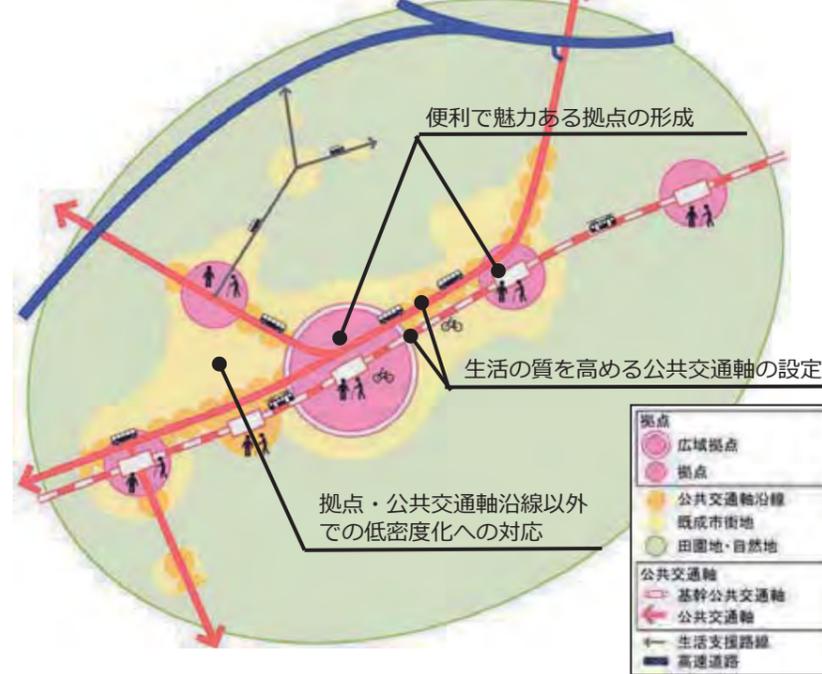
○防災都市づくり 等

■都市づくりの仕組みに関する方針

○県と市町村の連携体制の強化

○PDCAによる集約型の都市づくりの実践 等

集約型の都市づくりのイメージ



▶都市計画において公共交通軸を明示する効果

・土地利用が描きやすくなる。

集約型の都市構造に向けた土地利用が描きやすくなる。

・軸沿線で行われる施策の根拠となる。

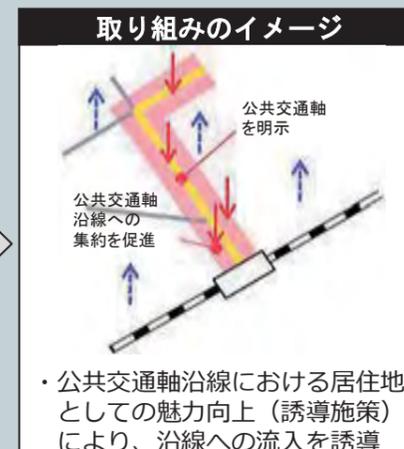
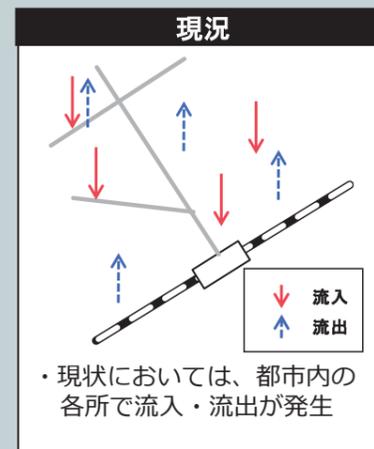
各種事業等を展開させていくための根拠となる。

・民間投資を誘導する。

集約を促進させていく地区を明示することで民間投資を誘導する。

▶居住集約の取り組みのイメージ

・公共交通軸沿線において都市機能の集約を促進するなど、居住地としての魅力を高めつつ、時間をかけて沿線への流入を誘導する。



4 基本方針の実現に向けた施策の展開

1 都市計画施策の展開

①都市計画基礎調査の拡充

②開発許可基準の改定

③用途地域等の決定運用基準の改定

④都市圏ごとの区域マスタープランの決定

⑤都市計画運用方針の改定

⑥都市構造の可視化の推進

⑦都市構造に関する専門家会議の設置



2 分野横断的な施策の展開

①街なか再生の取り組み

②公共交通軸沿線への都市機能の誘導

③公共交通軸の質の向上

④低密度化する市街地の多面的な活用

⑤防災都市づくりの展開

⑥環境共生の都市づくりの展開

⑦美しい都市づくりの展開